

**令和7年度**  
**地域商業機能維持・活性化計画の策定及び**  
**高知県地域商業活性化支援事業費補助金**  
**Q & A**

<b>1 計画の趣旨について</b>	<b>1</b>
1－1 「商店街等振興計画」から「地域商業機能維持・活性化計画」に変更となった経緯は。 ······	1
1－2 新しい地域商業機能維持・活性化計画はどのような計画か。 ······	1
1－3 これまでの商店街等振興計画と地域商業機能維持・活性化計画の違いは。 ···	1
1－4 対象エリアを市町村全域に広げた理由は。 ······	1
1－5 地域商業機能維持・活性化計画でどのような事業を取り組んでいくことを想定しているのか。 ······	2
<b>2 計画の策定について</b>	<b>3</b>
2－1 計画書に記載する内容はどのようなものか。 ······	3
2－2 計画は行政機関（市町村）だけで策定するのか。 ······	3
2－3 計画策定までの流れはどのようなものか。 ······	3
2－4 地域に必要な商業機能の洗い出しとはどのようなことか。 ······	3
<b>3 他計画との関連について</b>	<b>4</b>
3－1 「地域商業機能維持・活性化計画」における「商店街等振興計画」の取り扱いは。 ······	4
3－2 「中心市街地活性化計画」をもって、「地域商業機能維持・活性化計画」とみなすことはできるのか。 ······	4
3－3 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を読み替える形でもいいのか。 ······	4
3－4 「地域商業機能維持・活性化計画」を策定する場合、既存の商店街等振興計画の関係者にどのように説明していくのか。 ······	4
3－5 策定できない場合は、県の「地域商業活性化支援事業費補助金」は活用できないのか。 ······	4
<b>4 県の支援</b>	<b>5</b>
4－1 県からはどのような支援があるのか。 ······	5
4－2 「地域商業活性化支援事業費補助金」は、どのような事業が対象となるのか。 ·	5
4－3 「地域商業活性化支援事業費補助金」の補助額はいくらになるのか。 ······	5
<b>5 その他</b>	<b>6</b>
5－1 この事業はいつまで続けるのか。 ······	6
5－2 チャレンジショップに対する支援は令和8年度以降はどうなるか。 ······	6

## 1 計画の趣旨について

### 1-1 「商店街等振興計画」から「地域商業機能維持・活性化計画」に変更となった経緯は。

○県では令和6年に中山間地域の10年後に目指す将来像と、それを実現するための施策などを盛り込んだ「高知県中山間地域再興ビジョン」を策定し、中山間地域の活性化に取り組んでおり、「暮らしを支える」「しごとを生み出す」施策の一つとして「商業機能維持」が位置づけられています。

地域商業の活性化に向けては、これまで主に商店街等の商業集積地を中心に取り組んできましたが、郊外型店舗の増加や過疎・高齢化の進行により、商業集積地の空洞化や、営業店舗の減少が続く中、いくつかの市町村や商工団体から「地域地域で住民生活に必要な商業機能を維持したい」というニーズが寄せられていました。

こうした状況を踏まえて、これまで商店街等を中心に行ってきた商業支援のあり方を「地域に必要とされる商業機能の維持・活性化」と「中山間地域などの商店街等の地域以外への支援の強化」が図られるよう見直すこととしました。

### 1-2 新しい地域商業機能維持・活性化計画はどのような計画か。

○各市町村が現状・課題・ニーズを踏まえた上で、地域の商業機能を維持・活性化するための基本方針とアクションプランを策定するものです。

○計画に基づく取組により、地域住民の生活の利便性の確保・向上を図ることが目的です。

### 1-3 これまでの商店街等振興計画と地域商業機能維持・活性化計画の違いは。

○「商店街等振興計画」では、対象エリアを商店街等の商業集積地に絞っていましたが、「地域商業機能維持・活性化計画」では、市町村全域に拡大しました。これに伴い、策定主体も商工団体等を中心とする協議会から市町村に変更となっています。

### 1-4 対象エリアを市町村全域に広げた理由は。

○令和6年に「高知県中山間地域再興ビジョン」が策定され、「暮らしを支える」「しごとを生み出す」施策の一つとして、商業機能維持のための支援が位置づけられました。

○また、市町村や商工団体から、「商店街だけでなく地域住民の生活に必要な商業機能を維持したい」といったニーズが寄せられていたことから対象エリアを広げました。

**1－5 地域商業機能維持・活性化計画でどのような事業を取り組んでいくことを想定しているのか。**

**【地域力向上支援事業】**

○地域力向上に資する取組は、以下のような取組を想定しています。

- ア 人材育成や組織作り イ 地域のブランディング
- ウ 空き店舗の活用促進 エ 地域に必要な商店等の誘致
- オ 地域の公共交通事業者との連携 カ 広域連携や周遊による商業活性化
- キ 学生が主体的に活動する商業活性化 ク 業種間の連携促進

**【地域コミュニティ創出等支援事業】**

○空き店舗等を活用したコミュニティースペース等の整備などの地域住民の利便性の確保・向上に資する取組を想定しています。

## 2 計画の策定について

### 2-1 計画書に記載する内容はどのようなものか。

- 「地域商業機能維持・活性化計画」の策定趣旨に沿った内容で計画していただく必要があります。
- 記載内容としては、以下を想定しています。
  - (1) 市町村における商業機能の現状
  - (2) 市町村の目指す姿
  - (3) 市町村の課題
  - (4) 市町村の対応方針
  - (5) 地域の状況と目指す姿
  - (6) 具体的な取組（アクションプラン）
  - (7) 計画期間
  - (8) KPI
  - (9) 実施体制

### 2-2 計画は行政機関（市町村）だけで策定するのか。

- 市町村等が中心となり、商工会等の地域の関係者も加わった検討会やワーキンググループにおいて協議をし、計画を策定していただく事を想定しています。  
〈検討会等のメンバー構成〉  
商工会等の商工団体、地域の事業者、必要に応じて、地区長等の参加も想定しております。  
※要請があれば県も参加させていただきます。

### 2-3 計画策定までの流れはどのようなものか。

- 計画策定までの流れは、以下を想定しています。
  - (1) 検討会立ち上げに向けた事前準備・メンバー決定
  - (2) 市町村が商業機能の現状を把握、目指す姿の検討、課題の洗い出し
  - (3) 検討会およびWGの実施
  - (4) 取りまとめ・策定

### 2-4 地域に必要な商業機能の洗い出しとはどのようなことか。

- 地域の商業機能の現状の把握（業種・店舗数・地域外の状況等）
- 住民が地域で生活していくために必要な（不足している）商業機能の把握

### 3 他計画との関連について

#### 3-1 「地域商業機能維持・活性化計画」における「商店街等振興計画」の取り扱いは。

- 「商店街等振興計画推進事業費補助金」は、令和7年度末で終了。
- 計画の継続については、策定主体の判断にお任せします。  
例えば、「商店街等振興計画」を「地域商業機能維持・活性化計画」に組み込むことや、2つの計画を同時進行するのかは、策定主体の判断にお任せします。

#### 3-2 「中心市街地活性化計画」をもって、「地域商業機能維持・活性化計画」とみなすことはできるのか。

- できません。  
「地域商業機能維持・活性化計画」は市町村全体の商業機能の維持を目的とした計画となっており、中心市街地活性化を目的としている同計画とは趣旨が異なっているためです。
- ただし、市町村の判断として、「地域商業機能維持・活性化計画」においても中心市街地のみを対象とする計画で良いとするのであれば、アクションプランの記載部分等は「中心市街地活性化計画」の記載を転用できる場合があるかと思います。

#### 3-3 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を読み替える形でもいいのか。

- できません。  
「地域商業機能維持・活性化計画」は市町村全体の商業機能の維持を目的とした計画となっており、市町村における人口減少の克服と創生の実現を目的としている同計画とは趣旨が異なっているためです。

#### 3-4 「地域商業機能維持・活性化計画」を策定する場合、既存の商店街等振興計画の関係者にどのように説明していくのか。

- 地域商業機能維持・活性化計画」の対象エリアは市町村全域としており、既存の「商店街等振興計画」のエリアを除外するものではありません。
- 「地域商業機能維持・活性化計画」を新たに策定していただくことで、市町村全体の商業機能維持・活性化への取組を支援させていただきます。

#### 3-5 策定できない場合は、県の「地域商業活性化支援事業費補助金」は活用できないのか。

- 活用できません。
- そのため、各市町村において「地域商業機能維持・活性化計画」を策定していただきたいと考えております。

## 4 県の支援

### 4-1 県からはどのような支援があるのか。

- 計画策定の段階では、策定に係る検討会の体制づくりや地域に必要な商業機能の洗い出し等について、県も情報提供などの支援を行い、必要に応じて、アドバイザーの派遣を行います。
- 計画実行の段階では、「地域商業活性化支援事業費補助金」により、市町村に対して支援を行います。
- また、企業誘致戦略、デジタル化、事業承継、商工会等による経営指導などあらゆる施策を活用し、支援を行いたいと考えています。

### 4-2 「地域商業活性化支援事業費補助金」は、どのような事業が対象となるのか。

- 「地域商業機能維持・活性化計画」に記載された取組が対象となります。  
【地域力向上支援事業】
  - 地域力向上に資する取組は、以下のような取組を想定している。
    - ア 人材育成や組織作り イ 地域のブランディング
    - ウ 空き店舗の活用促進 エ 地域に必要な商店等の誘致
    - オ 地域の公共交通事業者との連携 ハ 広域連携や周遊による商業活性化
    - キ 学生が主体的に活動する商業活性化 ク 業種間の連携促進
- 【地域コミュニティ創出等支援事業】
  - 空き店舗等を活用したコミュニティースペース等の整備などの地域住民の利便性の確保・向上に資する取組を想定している。

### 4-3 「地域商業活性化支援事業費補助金」の補助額は、いくらになるのか。

- 地域力向上支援事業：補助限度額 50万円、補助率 県4分の1以内
- 地域コミュニティ創出等支援事業：補助限度額 100万円、補助率 県4分の1以内

## 5 その他

### 5－1 この補助事業はいつまで続けるのか。

○計画期間は、3年程度を想定しています。

それに伴う補助金については、市町村によって策定期・期間が異なることが想定されるため、市町村の計画策定状況等を踏まえ検討していきたいと考えています。

### 5－2 チャレンジショップに対する支援は令和8年度以降はどうなるか。

○市町村と協議し、要望があれば、「地域商業活性化支援事業費補助金」で支援できるよう検討していきます。